

その他の個別事項について（他県の取組例等）

取組名	概要
1 加害教職員の心境等について情報提供	リーフレットなどに懲戒処分を受けた教職員の悔恨等の思いをまとめ、現場の教職員に情報提供（既に一部実施）
2 学校の公用カメラの抜き打ち点検	物理的・心理的な抑止力の強化のため、学校の公用カメラなどの管理に抜き打ち検査を導入（千葉県）
3 児童・生徒に対するプライベートゾーンの周知	児童・生徒がわいせつ行為にすぐ気づけるよう、「プライベートゾーン（水着で隠れる体の部位と唇）」を守る意識を周知（千葉県）
4 学校への性暴力アドバイザー派遣事業	性暴力根絶条例に基づき、小学校、中学校、高等学校などにアドバイザー（心理職、性暴力被害者支援相談員）を派遣し、児童・生徒の発達段階に応じて性暴力の根絶や被害者支援に関する総合的な教育を実施（福岡県（知事部局））
5 不祥事防止推進リーダーの選任	各県立学校に不祥事防止の取組の推進者として、「不祥事防止推進リーダー」を置き、各学校の実情に応じて主体的な取組を実施（福岡県）
6 内部通報制度の周知	内部通報制度の実効性を向上させるため、教職員に制度や通報対象等について周知（既に一部実施）
7 加害教職員に対する第三者による調査	懲戒処分の前提となる事実調査において、第三者による厳格な調査を実施
8 加害教職員の弁護士からの状況の聴き取り	事案が刑事事件になった場合には、弁護人に事件の背景や原因について、情報提供を依頼
9 SNS（LINE等）を活用したセクハラ相談	児童・生徒を対象として、SNSを活用したスクール・セクハラに関する専用相談窓口を開設
10 警察等による捜査開始前の告発	教育委員会として、職務上、犯罪があると思料する場合は、刑事訴訟法第239条第2項に基づき、告発を含めた警察機関等と連携した対応を徹底
11 脳科学の知見を交えた方策の検討	衝動や本能などによる行動化を抑止するため、脳科学の知見を踏まえた方策の検討
12 SNS一律禁止のデメリットとSNSの代替案	教職員と児童・生徒とのSNS利用禁止に伴い、児童・生徒が実用できるコミュニケーションツールの確保